

はしがき

世界中に混乱を巻き起こした新型コロナウイルスの感染拡大は、教育機関にも大きな影響をもたらした。2020年2月には、政府が全国の小中高校等に臨時休校を要請し、同年4月からは大学を中心とする全国の教育機関において広くオンライン授業が行われた。

すでにわが国は、情報通信技術を活用した教育のデジタル化（ICT教育）に対応するための著作権法改正を2018年5月18日に成立させていたが（平成30年法律第30号）、この改正は、公布日（同月25日）から3年内に施行するとされたまま（同改正法附則1条2号）、未施行となっていた。それが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて2020年4月28日に緊急施行され、これにより改正35条に基づいたオンライン授業が可能になったのである。

もっとも、著作権法35条については、現行法施行後50年たった現在でも裁判例が1件もなく、いまだに解釈の余地のある論点が多い。そのため、教育関係者・権利者・有識者で構成する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が「改正著作権法第35条運用指針」（ガイドライン）をとりまとめており、2020年12月24日には2021年度版が公表されるに至っている。しかし、なおも関係者間には様々な意見があるものと推察され、また、現場ではガイドラインに書かれていない様々な事例が日々生じている中、判断に悩むことも多かろう。

本書は、そうした教育現場のための著作権ガイドである。

ただ、現場では著作権法35条のみならず他の条文も問題になり、また、教員のみならず生徒・学生、あるいは職員による様々な活動も問題になろう。さらに、特に大学においては教員・学生等による研究活動に関して、研究倫理の問題も生じ得よう。こうして本書は、教育現場および研究者が直面する様々な

問題を取り上げて、場面ごとに対処法をまとめたガイドブックを目指すことになった。

各章の執筆を担当しているのは、すべて知的財産法を研究する大学教員である。教育の現場で普段から著作権法を研究教育し、また自ら著作権を有する著者でもある筆者たちがどのような見解を示すのかご注目いただきたい。その際、上記ガイドラインは、関係者間で一定の共通認識が得られたものとして参照されるが、それ自体に法的拘束力があるわけではなく、最終的な法解釈は裁判所に委ねられることになるため、本書がガイドラインと常に一致しているとは限らないことをご了解いただきたい。具体的な記載内容については各執筆者の見解であり、その所属組織はもちろん、有斐閣をはじめ出版社の見解を代表するものではないことを申し添えておく。

本書が世に出ることができたのは、有斐閣書籍編集部の方藤本依子さんと荻野純茄さんのご尽力によるものである。本書の骨子は、2019年3月にお二人と共に私の研究室にやってきた企画書に、ほぼ完成していた。また本書は、様々な立場の方にご愛読いただくべく、一読して理解しやすいようなレイアウト上の工夫（例：判断基準となる記述部分を太字、具体的結論を網掛け）を施したり、巻末に各種情報やチャート等の資料をつけたりしているが、これらも編集者のアイデアによって生み出されたものである。早期の刊行が求められる中、ありがたいことに各章を担当された著者の先生方には短期間でお原稿をおまとめいただいた。編者がこれほどまでに楽をできた本も珍しいのではなかろうか。

そんな本書が、幅広い関係者に長く愛読されることを祈る。

緊急事態宣言が続く東京にて

2021年2月

上野 達弘

著者紹介

- 第1章 上野 達弘 (うえの たつひろ)
早稲田大学法学学術院教授
- 第2章 今村 哲也 (いまむら てつや)
明治大学情報コミュニケーション学部教授
- 第3章 山神 清和 (やまがみ きよかず)
東京都立大学法学部教授
- 第4章 横山 久芳 (よこやま ひさよし)
学習院大学法学部教授
- 第5章 谷川 和幸 (たにかわ かずゆき)
福岡大学法学部准教授
- 第6章 小島 立 (こじま りゅう)
九州大学大学院法学研究院教授

目次

第1章 著作権のある著作物とは？ 001

第1節 著作物とは	002
1 創作性 002	
(1) 著作物＝「創作性」のある表現 (002) (2) 創作性のないもの (003) (3) 創作性のあるもの (009) (4) 研究倫理上の問題 (013)	
2 表現／アイデア 013	
(1) 著作物＝創作性のある「表現」(014) (2) 「アイデア」＝著作権保護なし (014) (3) 研究倫理上の問題 (015)	
第2節 著作権のない著作物	016
1 保護期間を経過した著作物 016	
(1) 著作物の保護期間(＝著作権の存続期間)(016) (2) 保護期間の算定① 死亡時起算 (017) (3) 保護期間の算定② 公表時起算 (017) (4) 既に消滅した著作権は復活しない (018) (5) 戦時加算等 (019)	
2 公共の著作物 020	
第3節 フリー素材	021
1 フリー素材とは 021	
2 クリエイティブ・コモンズ (CC)・ライセンス 021	
3 フリー素材サイト 023	
(1) ウィキペディア (023) (2) 地図・空中写真等 (024) (3) イラスト・画像・BGM等 (024)	

第2章 教員による著作物利用と著作権 025

第1節 授業の過程における利用 (35条)	026
1 概要 026	
(1) 学校その他の教育機関 (029) (2) 公表された著作物 (031) (3) 許される行為：複製、公衆送信、公の伝達 (035) (4) 主体：教育を担当する者、授業を受ける者 (043) (5) 授業の過程における利用に供する目的 (045) (6) 必要性：必要と認められる限度 (057) (7) 但書に当たらないこと：著作権者の利益を不当に害しない (061)	
2 義務等 076	
(1) 補償金支払義務 (076) (2) 出所明示義務 (079) (3) 同一性保持権 (080)	

第2節 試験目的の利用 (36条)	082
第3章 学生・生徒による著作物利用と著作権	085
第1節 授業とは何か	086
1 概要 086	
2 部活動は授業か 086	
第2節 想定される「授業」以外の利用形態	088
1 概要 088	
2 依拠と侵害 089	
3 著作権 091	
(1) 上演・演奏・上映 (091) (2) 公衆送信 (23条1項)・公衆伝達 (23条2項) (092) (3) 口述 (24条)・展示 (25条) (094) (4) 頒布 (26条)・譲渡 (26条の2)・貸与 (26条の3) (094) (5) 翻訳・翻案 (27条) (二次的著作物の作成) (094) (6) リンク行為と著作権 (096)	
4 著作者人格権 099	
(1) 公表権 (099) (2) 氏名表示権 (099) (3) 同一性保持権 (100)	
第3節 制限規定	102
1 基本的な考え方 102	
2 私的複製 (30条) 102	
(1) 私的使用目的の意義 (102) (2) BD・DVDのリッピング (105) (3) 自炊代行の利用 (106) (4) 映画の盗撮 (107) (5) 令和2年改正 侵害コンテンツのダウンロード違法化 (108) (6) 図書館での生徒・学生による複製 (30条) と図書館職員による複製 (31条) (109)	
3 付随対象著作物の利用 (30条の2) 111	
4 引用 (32条) 114	
5 非営利無料の上演等 (38条1項) 114	
6 翻案等による利用 (47条の6), 複製権の制限により作成された複製物の譲渡 (47条の7), 出所の明示 (48条) 116	
7 複製物の目的外使用について (49条) 117	
第4節 利用許諾	118
1 基本的な考え方 118	
2 制度的不備 118	
3 権利者の許諾方針が必ずしも著作権法の考え方と一致しない場合がある	

こと 119

4 自称権利者の登場 121

第5節 未成年者による著作権等侵害に関する親・学校の監督責任 … 122

1 不法行為の一般原則 122

2 責任無能力者の監督者の責任 122

3 成年年齢の引き下げと大学の監督責任 123

4 使用者の責任 123

5 プロバイダ責任制限法について 124

6 教育機関での注意喚起の手法と程度について 125

第4章 学校による著作物利用と著作権 127

第1節 内部利用——私的複製に該当するか? …………… 128

第2節 利用許諾 …………… 129

1 個別許諾と管理団体による許諾 129

2 文献複写の許諾契約 131

(1) 公益社団法人日本複製権センター (JRRC) (131) (2) 一般社団法人学術著作権協会 (JAC) (132) (3) 出版者著作権管理機構 (JCOPY) (133)

第3節 行事利用 …………… 134

第4節 ウェブサイトにおける利用 …………… 143

第5節 入試問題における利用 …………… 145

1 入試問題の作成 145

2 過去問の利用 153

第5章 研究・論文における著作物利用と著作権 157

第1節 引用目的の利用 (32条) …………… 158

1 引用とは 158

2 適法に引用するための諸要件 166

(1) 明瞭区別性 (166) (2) 主従関係 (168) (3) 公表された著作物であること (173) (4) 公正な慣行に合致すること (174) (5) 引用の目的上正当な範囲内で行われること (175) (6) 出所明示義務 (177) (7) 改変の禁止 (178) (8) その他 (180)

3 国等の資料の転載 (32条2項)	181
第2節 著作者の認定 (2条1項2号)	182
1 著作者とは	182
2 共同著作物	186
3 共同著作物の二次利用	187
第3節 著作権の譲渡・ライセンス	189
1 著作権の譲渡	189
2 利用許諾	191
3 出版権・電子出版権	192
第4節 研究不正行為 (研究倫理)	193
第6章 学生・生徒への著作権教育	197
第1節 はじめに	198
第2節 「著作権教育」が求められている背景事情	198
1 「著作権教育」の重要性の高まり	199
2 初中等教育における「著作権教育」の位置づけ	200
3 いわゆる「知財教育」および「知財創造教育」との関係	202
4 いわゆる「法教育」などとの関係	204
第3節 「著作権教育」の現状と課題について	205
1 著作権教育で用いられている教材の具体例	205
2 これまでの「著作権教育」の教材からみえてくること	208
第4節 現在の「著作権教育」を乗り越える手がかりは存在しないのか？	210
第5節 「著作権教育」を行ううえでの基本的視座はいかにあるべきか？	212
1 著作権が社会において果たしている役割	212
(1) 著作物を世の中に送り出す過程で著作者と媒介者の交渉を促進する (212)	
(2) 著作物が世の中に送り出された後の著作者と媒介者の間の力関係への影響 (213)	
(3) いわゆる「模倣品」への対策 (215)	
2 著作権に関係するアクターの間の利害調整	216

3 著作権について検討する際に必要とされる観点 217

- (1) 文化的表現に関係する「業界」や「コミュニティ」における「慣習」や「規範」(217) (2) 著作物を社会に伝達して正当な評価を獲得し、それを通じて社会との関係性を構築する営みとの関係 (219) (3) 著作権教育に「パトロナージ」や「ファイナンス」の視点を導入する可能性 (220) (4) 「多様性」と「包摂性」を兼ね備えた著作権制度のあり方 (223)

第6節 おわりに 224

簡易検討フローチャート 225

巻末資料 228

リンク集 228

著作権法（抜粋） 230

事項索引 242

Q 一覧

第1章 著作権のある著作物とは？

- Q1. そもそも、著作権というのはどのようなものにあるのか。例えば、統計上の数値やグラフ・図表にも、著作権はあるのか。… 002
- Q2. 他人の独創的な理論や学説を盗むことも著作権の侵害になるのか。… 013
- Q3. 古い絵画や音楽などは、著作権が消滅しているというが、どのように判断すればよいのか。… 016
- Q4. 創作性のある表現であれば、全て著作権の対象になるのか。国が発する通達文や判例集などにも著作権はあるのか。… 020
- Q5. 著作権のある著作物であっても、フリー素材を用いることは法律上問題がないのか。… 021

第2章 教員による著作物利用と著作権

- Q6. 営利目的の会社や個人経営の教育施設、専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾、カルチャーセンター、企業や団体等の研修施設は、35条の教育機関に該当するか。… 029
- Q7. 構造改革特別区域法に基づく学校設置会社により設置された学校（株式会社立学校：株立学校）は、35条の教育機関に該当するか。… 030
- Q8. 保育所、認定こども園、学童保育も、幼稚園と同じように、35条の教育機関に該当す

るか。… 030

Q9. 過去に行われた授業における学生のレポートの中から、優れた内容のものを選び、匿名にしたうえで、別の年度の授業における資料として配布することは認められるであろうか。… 031

Q10. 授業を担当する教員が、プロのダンサーによるダンスの実演を録画した録画物や、プロの歌手の歌唱の実演を自ら録音した録音物を、許諾を得ずに授業の過程で利用することはできるか。… 033

Q11. 35条が適用される複製には、どのような態様の行為が含まれるか。… 035

Q12. 各学校における教育用イントラネットにおける送信は、公衆送信に該当するか。… 036

Q13. 大学の教員が、その担当する授業を履修する個別の学生に対して、授業で解説する新聞記事をメールに添付して送付することは、公衆送信に該当するか。… 038

Q14. 「同時双方向型の遠隔授業」（配信側〔授業を行う教員〕と、受信側〔授業を受ける生徒〕をICTで繋いで行う授業）やオンデマンド授業は無許諾・有償であるのに対して、「遠隔合同授業」（双方の教室に教員と生徒がいる状態で、両教室をICTで繋いで行う授業）は無許諾・無償である。同じ公衆送信であるにもかかわらず、権利制限のタイプが異なるのはなぜか。… 040

Q15. 教員が、対面式の授業において、授業に関連する動画共有サイトの動画をスクリーンに映し出して見せることは、著作権を侵害しないか。

リアルタイム配信型のオンライン授業において、教員が授業に関連する動画共有サイトの映像を見せたり、音楽を聴かせたりすることは、著作権を侵害しないか。… 041

Q16. 教育機関と雇用関係にない学外の者をゲストとして招いて、特別講義や実習・実演を行うときに、そのゲスト講師が、授業に必要な教材を複製して配布する場合、その教材に含まれる著作物の著作権者の許諾が必要か。

複製や公衆送信のための作業は常に授業を担当する教員自身が行わなければならないか。… 043

Q17. 大学の演習（ゼミナール）で、履修登録はしていないが、事実上、聴講生として参加している学生がいる場合、「授業を受ける者」に該当するか。… 044

Q18. 小学校の教員が、学校行事の遠足の際に用いるために、市販のガイドブックから訪問場所の説明が掲載されている記事の部分のみをコピーして、クラスの生徒全員に配布することは、著作権者の許諾がなくてもできるか。… 045

Q19. 大学が社会連携の一貫で主催する公開講座において、その講座を担当する講師が、講座の内容に関係する出版物の小部分を著作権者の許諾を得ずにコピーして、配布して利用することができるか。… 047

Q20. 教員が、担当する授業で学生に映像資料を上映して見せるために、地上波デジタル放送の全番組を学校のハードディスクレコーダーで録画して、ライブラリーを作成しておくことは、著作権者の許諾がなくてもできるか。… 049

Q21. 当初は、教員自身が個人的に視聴する目的で、公害問題を扱ったテレビ番組を録画したが、後になって、大学で自ら担当する環境政策の授業でも上映したいと考えるに至っ

た。この場合、著作権者の許諾を得なくても、録画した当該テレビ番組を授業で上映することはできるか。… 050

Q22. 教員間や教育機関間で他人の著作物を含む教材の原本を複製して配布したり、ファイルを電子メールで送信したり、クラウド・サーバーにアップロードする等して共有することは、著作権者の許諾なくできるか。… 051

Q23. 授業担当教員が授業で直接利用するために作成した教材の原本（紙媒体やUSBメモリ等の方式で保存されている）がある場合に、その原本自体を、同僚の教員に渡して授業で利用させたり、借り受けた同僚の教員が自らの授業で利用するために複製することは、著作権者の許諾なくできるか。… 052

Q24. 大学で授業を担当する教員が、教室での授業時間内には使用しないものの、事前または事後学習の際に利用するものとして、授業の内容に関係する新聞記事を複製して学生に配布したり、スキャンしたデータをLMSにアップロードしたりすることは、著作権者の許諾なくできるか。… 054

Q25. 授業の過程で利用するためにLMS上にアップロードした教材は、いつまでその授業を履修する学生に対して閲覧可能な状態にしておくことができるか。… 055

Q26. 学校で授業を担当した教員が、次年度に自分が担当する授業で利用することを目的に、当該教員のみがアクセスできるクラウド上のサーバーに、他人の著作物が含まれる教材を複製して保存しておく場合、著作権者の許諾は必要か。… 056

Q27. 初中等教育の全学年を対象とした授業や大学の講義において、授業に参加している生徒や学生が300名ほどいる場合、著作物を300部複製し、あるいは300名を対象として授業目的での公衆送信をすることは、必要と認められる限度といえるか。… 057

Q28. 授業で利用する教材の中で、授業の内容理解をより高めるための演出として、他人の著作物であるイラストを複製して掲載することは、必要と認められる限度に該当するか。… 059

Q29. 小学校の教員が、市販の問題集やドリルを、児童の購入の有無にかかわらず、学校で購入した1冊の中から、授業のために複製して児童に配布することは、著作権者の許諾を得ないで行うことができるか。… 061

Q30. 授業を担当する教員は、その授業の過程において、授業に関連する著作物の全部について複製、公衆送信、あるいは公の伝達を行って、学生に利用させることはできるか。… 062

Q31. 授業の過程において公衆送信を行う場合に、受信者の人数に限定はあるか。… 065

Q32. 複製や公衆送信の態様が市販の商品や既存のサービスと競合するような方法で行われる場合、著作権者の利益を不当に害することになるか。… 066

Q33. 大学の教員が、大学が機関としてデータベース提供会社との間で契約し、学内のサイトから利用可能な状態となっている電子データベースにアクセスして、授業に関連する資料をダウンロードして保存したうえで、オンライン授業で利用するためにLMSにアップロードすることは、著作権者の許諾なくできるか。… 068

Q34. 教員が授業のために、授業に関連する資料として、同一の新聞・雑誌などのコラム、連載記事を、LMSを通して継続的に公衆送信することは、著作権者の許諾なく行えるか。

… 069

Q35. 映画やレコードを、授業の過程で利用するために公衆送信することはできるか。コピーガードやアクセスガードがある場合はどうか。

教員が電子書籍サービスを利用している場合、授業の過程で利用する部分について、スクリーンショットにより画面を複製し、授業を受ける学生に公衆送信する場合はどうか。… 070

Q36. 動画共有サイトにおいて違法にアップロードされている動画や音楽コンテンツを授業の過程で利用することは、適法に行うことができるか。

このようなサイトのリンク情報（URL アドレス）を紹介することはどうか。… 072

Q37. 教員が授業に関連する放送番組（テレビやラジオ）を録画・録音し、授業に関連する該当部分を LMS にアップロードして学生に公衆送信することはできるか。… 074

Q38. 冊子版のイラスト・画像集において「複製、無断使用禁止」と記載されている場合や、インターネットで公開されているイラスト・画像について同様の記載がある場合、授業においてその利用が必要な場合に、許諾を得なくても利用することができるか。… 075

Q39. 授業目的公衆送信を行う場合、授業を担当する教員個人が授業目的公衆送信補償金（以下、「補償金」とする）の支払いをするのか。各教育機関の判断として、個別に著作物の利用契約を行うことで、補償金を支払わずに個別の契約による対価のみを支払うことができるか。… 076

Q40. 教育機関の設置者は、補償金を個別の権利者に支払う必要があるか。

個別の権利者は補償金を受ける権利を自ら行使できるか。… 078

Q41. 35 条の適用を受けて著作物の利用ができる場合、出典を明示する必要があるか。

… 079

Q42. 35 条の適用を受けて適法に複製や公衆送信ができる場合、その利用に伴って表現の改変まで行うことも適法となるか。… 080

Q43. 国語の授業を担当する教員が教科書に掲載されている小説の文章を用いた定期テストを作成し、生徒の人数分複製して利用する場合、著作権者の許諾が必要か。… 082

第 3 章 学生・生徒による著作物利用と著作権

Q44. 小学校の合唱クラブの生徒たちが、合唱コンクールに出場するための練習を予定している。練習にあたっては、課題曲の楽譜が参加者分必要なので、それを教師がコピーして配布する。このような合唱クラブの練習は 35 条にいう授業に該当するか。… 086

Q45. 小学校の国語の授業で、俳句を学ぶ時間があり、俳句を作成するためのルールを教師が示した後、20 分の時間を取って指定の季語を用いて生徒達に実際に俳句を詠ませたところ、生徒甲と生徒乙の俳句がほぼ同一となった。この場合、甲、乙のいずれが著作権を侵害したことになるのか。… 089

Q46. 著作権法の支分権には、上演権、演奏権、上映権と呼ばれるものがあるが、これらの違いはどこにあるのか。… 091

Q47. 学生が、昨日放送されたばかりの人気ドラマを、YouTube 上にアップロードして、

不特定多数から閲覧できる状態で公開している。また、YouTube で用いられるアカウントのアイコンには、人気アニメのキャラクターをそのまま縮小して用いている。これらの行為は著作権法上、禁止されるのか。… 092

Q48. 学生 A が、自らのブログに書いた記事において、動画配信サイトで配信されている動画 α をインラインリンクで埋め込んで表示させている。ところで、動画 α は著作権者以外の者 B が、著作権者 C の許諾を得ることなくアップロードしたものであった。この学生の行為は著作権法上どのような責任を負うか。… 096

Q49. 学生が、違法にネット上にアップロードされた動画へのリンクを Twitter でシェアしたり、違法に公衆送信されている複数の動画へのリンクをまとめたサイトを運営したりしているようである。アップロード行為自体は、第三者が行っている場合には、著作権法上問題はないと考えてよいか。… 098

Q50. 学生 A が、ネットで無料公開されている猫の写真 α を、Twitter に当該写真データをアップロードする形で、ツイートした。A は猫の写真の著作権者 B の許諾を得ていない。その後、C が A のツイートをリツイートした。 α には B の著作権表示が右下に埋め込まれていたが、Twitter の仕様によりツイート、リツイートされたタイムラインに並ぶ段階では自動的にトリミングが行われるため表示されず、具体的に当該画像をクリックして初めて表示されるようになっていた。C の行為は著作権者人格権の侵害となるか。… 099

Q51. 大学の演劇部に所属している学生達が、自分達が台本を作れないので、ネットで公開されている台本をダウンロードし、各部に配布して練習をしている。このような趣味で行っている行為は、著作権法でいう私的複製であり、著作権者の許諾なく行うことができるか。… 102

Q52. レンタルされた DVD や BD を、生徒達が返却後も自分で見たいと考えて、いわゆるリッピング行為を行っている。まさに自分で見るための複製の作成であるので、著作権法で許される私的複製に当たり、著作権法上適法に行えると考えてよいか。… 105

Q53. 自宅に大量に書籍を保有する生徒がいわゆる自炊代行業者に依頼して、書籍を複製している。できあがったスキャンデータは、その生徒の私的使用目的に限定されるならば、著作権法上許されるか。… 106

Q54. 映画館で上映されている映画を学生が、スマートフォンの動画撮影機能で、全て録画している。生徒曰く、あとでその映画を自宅で再度楽しむために録画しているのだから、問題ないと主張している。これは放置してよいものか。… 107

Q55. 令和 2 年の著作権法改正においては、いわゆるダウンロード違法化の対象が拡大されたと聞く。新しい制度を生徒にどのように説明するべきか。… 108

Q56. 自分の趣味のために使用する資料として、書籍の一部を図書館のコピーで複写しようとしたところ、短い文章にもかかわらず、その半分しか複写が許されなかった。図書館がそのように複写を禁止する根拠は何か。… 109

Q57. 写真の投稿を中心とした Instagram と呼ばれる SNS において、学生が様々な写真を撮影し、アップロードしている。それらの写真には、主要被写体以外に他人の著作物が写り込んでいることがあるが、問題はないか。… 111

Q58. 我が校のインターアクト部では、コロナ禍で職を失った方々に対する支援のためのチ

ャリティーコンサートを計画している。このチャリティーコンサートは、学校の講堂を舞台として行うが、三密回避のため、学外へのライブ配信も計画している。コンサートではなるべく支援金を多く得るため、プロの演奏者は無報酬での参加を約束してくれている。このようなチャリティーコンサートにおける楽曲の使用（演奏）は38条1項の適用があるため、著作権者の許諾なく行ってよいと考えているが、このような認識でよいか。… 114

- Q59. 自分で見るために録画した映画を大学の友達と一緒に見たいが、どのような点に注意すればよいか。… 117
- Q60. 中学校の教員が、自分の担任をしているクラスの男子生徒が、休み時間中に、昨夜放送されていた人気テレビドラマを、動画共有サイトに繰り返しアップロードしていることを知りつつ、これを放置していると、どのような責任に問われるか。… 122

第4章 学校による著作物利用と著作権

- Q61. 学校の職員会議で使用するために著作物を複製する行為は、私的複製（30条1項）に該当し、著作権者の許諾は不要となるか。… 128
- Q62. 学校が著作物を利用する場合、具体的にどのような手続が必要となるか。… 129
- Q63. 運動会で楽曲をBGMとして校内放送で流す場合、著作権者の許諾が必要か。… 135
- Q64. 運動会で生徒が歌唱・演奏する音楽の歌詞や楽譜をプログラムに複製し、多数の生徒や保護者に配布する場合、著作権者の許諾が必要か。… 136
- Q65. 運動会や文化祭で生徒が著作物を実演する様子を録音・録画し、その複製物を生徒に配布したり、自校のウェブサイト上で動画として配信したりする場合、著作権者の許諾が必要か。… 138
- Q66. 文化祭で既存の小説をもとに脚本を作成して演劇を上演する場合、著作権者の許諾は必要か。… 138
- Q67. 高校の文化祭でクラスの出し物の宣伝を行うために、アニメのキャラクターを使った看板やポスターを制作する場合、著作権者の許諾が必要か。… 140
- Q68. オープンキャンパスの模擬講義において、著作物をスクリーンに投影しながらその内容を解説する場合、著作権者の許諾が必要か。… 142
- Q69. 新聞・雑誌等に掲載された自校の紹介記事をウェブサイトに掲載する場合、著作権者の許諾が必要となるか。… 143
- Q70. 生徒が図工の時間に作成した版画がよくできているので、自校のウェブサイトに掲載したいが、生徒の許諾が必要か。… 144
- Q71. 外部の業者に製作を委託した自校のウェブサイトについて、デザインを改良したり、業者の制作にかかるコンテンツ（写真・イラスト等）を自校の広報資料に使用したりする場合に、業者の許諾が必要か。… 144
- Q72. 大学が国語の入試問題を作成するために、小説の一部を複製する場合、著作権者の許諾が必要か。… 145
- Q73. 試験問題として著作物を利用する場合に、出所の明示は必要か。… 147

- Q74. 入試問題の作成にあたって、著作物を改変することは認められるか。… 148
- Q75. 入試問題において、著作物を要約して利用することは可能か。… 150
- Q76. 学校が試験問題の作成を外部の教育事業者に委託した場合も、著作権法 36 条 1 項の適用はあるか。… 152
- Q77. 学校が著作物を利用して作成した入試問題の過去問を、自校の受験希望者のために、コピーして配布したり、自校のウェブサイトに掲載する場合、著作権者の許諾は必要か。… 153
- Q78. 入試の過去問の残部を受験希望者に配布する場合、許諾は必要か。… 154
- Q79. 教材出版社から自校の過去の入試問題を市販の学習参考書に利用したいとの照会を受けた場合、無条件で許諾してよいか。… 155

第 5 章 研究・論文における著作物利用と著作権

- Q80. 引用とは何か。引用の規定が教員の活動とどのように関わるか。… 158
- Q81. どのような要件を満たせば、適法な引用と認められるか。… 159
- Q82. 引用が適法と認められるためには、非営利での利用でなければならないか。… 163
- Q83. 引用をするためには事前に著作権者に許諾を得る必要があるか。利用したことの事後的通知や、補償金の支払いは必要か。… 164
- Q84. 引用して利用できるのは、出版物の場合だけか。その出版物をインターネットで公開することはできるか。ホームページで引用をすることはできるか。… 164
- Q85. 引用（32 条）の規定と、35 条や 38 条などとの関係はどのように理解すればよいか。教育の場面で引用をすることはできるのか。… 165
- Q86. 明瞭区別性とは何か。明瞭区別性が認められるまたは認められない具体的な事例を示してほしい。… 166
- Q87. 主従関係とは何か。主従関係をどのような観点から判断すればよいか。… 168
- Q88. 引用の目的は「報道、批評、研究」に限定されるのか。引用の目的がなぜ主従関係の判断に影響するのか。… 169
- Q89. 分量についてはどのように考えればよいか。… 171
- Q90. 採録の方法・態様がなぜ主従関係の判断に影響するのか。論文執筆の際に気をつけるべきことは何か。… 172
- Q91. 未公表著作物の引用はできないのか。… 173
- Q92. 公正な慣行とは何か。明瞭区別性と主従関係が認められるにもかかわらず、その引用が公正な慣行に合致しないのはどのような場合か。… 174
- Q93. 正当な範囲内とは何か。明瞭区別性と主従関係が認められるにもかかわらず、その引用が正当な範囲内でないのはどのような場合か。… 175
- Q94. 被写体について言及する目的で、第三者の撮影した写真を引用することはできるか。… 176
- Q95. 出所（出典）はどのように表示すればよいか。… 177
- Q96. 引用に際して、対象の著作物を改変することはできるか。例えば旧仮名遣いで書かれ

- ている文章を現代仮名遣いに直して引用してよいか。重要な部分に傍点を付したり、一部を省略したりすることもできるか。外国語の文章を日本語に翻訳して引用するのはどうか。… 178
- Q97. インターネット上でたまたま発見した写真を引用したい。おそらく著作権を侵害してアップロードされた写真だと思われるが、このようなものを引用することは違法ダウンロード規制との関係で問題はないか。… 180
- Q98. 国が公表する広報資料や調査統計資料、報告書などはどの範囲で転載できるか。… 181
- Q99. 著作物について著作権を持つのは誰か。例えば芸能人の名義で出版された自伝が実はゴーストライターによって執筆されていた場合に、著作権を持つのはどちらになるのか。… 182
- Q100. 教員・学生・生徒が作成した研究論文について著作権を持つのは誰か。… 183
- Q101. 教育現場に職務著作制度が適用されるのはどのような場合か。… 184
- Q102. 複数人で共同執筆した研究論文の著作権は誰に帰属するか。… 186
- Q103. AとBが共同執筆した研究論文について、インターネット公開や外国語への翻訳出版といった二次利用を行いたい。AまたはBが単独で実行してよいか。第三者Cから、Cが出版予定の本にこの研究論文の図表を転載したいので許可してほしいという依頼がAのもとに届いた場合、AはBに相談せず単独で許可の返事をしてよいか。… 187
- Q104. 著作権は他人に譲渡することができるか。譲渡するためにはどのような手続が必要か。… 189
- Q105. 論文の著作権を学会に譲渡した場合に注意すべきことは何か。… 190
- Q106. 利用許諾とは何か。… 191
- Q107. 出版権や電子出版権とは何か。利用許諾とは何が違うのか。… 192
- Q108. 研究不正行為とは何か。著作権侵害とは異なるのか。… 193
- Q109. 捏造とは何か。… 194
- Q110. 改ざんとは何か。… 195
- Q111. 盗用とは何か。著作権侵害とはどのように異なるか。… 195

第6章 学生・生徒への著作権教育

- Theme1. 教育現場において、どのように「著作権教育」を行えばよいのだろうか。その際に気をつけるべきことは何だろうか。… 198
- Theme2. 「著作権教育」が求められている背景事情は何だろうか。… 198
- Theme3. 「著作権教育」の中で用いられている教材の観察と分析を行いながら、「著作権教育」の現状と課題について考えてみよう。… 205
- Theme4. これまでの「著作権教育」の課題を乗り越える手がかりを与えてくれるモデルは存在しないのだろうか。… 210

第 1 章

著作権のある 著作物とは？

われわれの身の回りには、文章、写真、図表、映像、音楽といったコンテンツが多数あるが、その全てに著作権があるわけではない。著作権が存在するコンテンツを利用する場合は、著作権侵害にならないように留意する必要があるが、著作権が存在しないコンテンツは著作権を気にせず自由に利用できる。したがって、著作権があるかないかは大きな問題である。本章では、著作権のある著作物とはどのようなものか、そして、著作権があっても基本的に自由利用できる「フリー素材」について解説する。

〈上野達弘〉

第1節 著作物とは

1 創作性

Q1.

そもそも、著作権というのはどのようなものにあるのか。例えば、統計上の数値やグラフ・図表にも、著作権はあるのか。

A.

著作権は、「創作性」のある表現に認められるものである。事実やデータは、創作性のある表現ではないため、それ自体には著作権がない。また、事実やデータをもとに作成したグラフ・図表も、一般的な手法で表現したに過ぎないものは、創作性が認められないことが多い。

解説

(1) 著作物＝「創作性」のある表現

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されている（2条1項1号）。したがって、創作性のある表現は著作物として保護されるが、創作性のない表現は著作物として保護されない。

著作権法上の「創作性」とは、独創性というような高いレベルは必要なく、作者の「個性」が何らかの形であらわれていればよい。そのため、プロの作家が創作した作品のみならず、素人が作った詩や子供が描いた絵でも、その人なりの個性があらわれていると考えられるため、創作性は認められる。

これに対して、ある表現を行おうとすれば、誰がやっても同じようなものにならざるをえない「ありふれた表現」は、個性があらわれてはいえず、

創作性が認められない。

(2) 創作性のないもの

では、具体的に、創作性のない表現とはどのようなものか。以下では、教育・研究の場面に関わりのある具体的な事例を通じて、創作性のない表現を紹介しよう。

① 客観的事実・データ

まず、客観的な事実やデータそれ自体（例：フランス革命=1789年、東京スカイツリーの高さ=634メートル）は、そもそも人が作り出したものではなく、創作性は認められないため、著作物として保護されない。たとえ、その事実を発見したり確定したりするために多大な費用や労力、あるいは、独創的な研究を要した場合でも、事実やデータは人が作り出したものでない以上、創作性がないという結論に変わりはない。

② 短文・定義

また、客観的な事実やデータをもとに表現した文章であっても、それが非常に短くシンプルなもの（例：「フランス革命が勃発したのは1789年である。」「東京スカイツリーの高さは634メートルである。」）であれば、誰がやっても同じような表現にならざるをえないため、作者の個性があらわれているとはいえ、創作性は認められない。同様に、ある言葉の意味をごく短い文章で表現した「定義」についても、同じ内容を表現しようとすれば誰がやっても同じような表現にならざるをえない場合は、作者の個性があらわれているとはいえ、創作性は認められない。

▶**裁判例** ある研究者が作成した「城」の定義——「城とは人によって住居・軍事・政治目的をもって選ばれた一区画の土地と、そこに設けられた防御的構築物をいう」——の著作物性が問題になった事件がある。裁判所は、「原告の学問的思想と同じ思想に立つ限り同一又は類似の文言を採用して記述する外はな」として、この定義は創作性が認められないとした〔日本の城の基礎知識〕事件*1)。

第 2 章

教員による 著作物利用と著作権

著作権のある著作物は、たとえ教育目的での利用であっても著作権者の許諾がなければ利用できないのが原則である。しかし、例外的に教育機関の授業における利用が許される場合がある。それはどのような場合か。

〈今村哲也〉

第 3 章

学生・生徒による 著作物利用と著作権

教育機関における著作物の利用の中心は「授業」といえるであろうが、教職員・生徒・学生が著作物を利用する局面はそれだけに限られない。本章では、「授業」以外の利用についての考え方を説明する。後述するように、授業以外の利用であっても学生・生徒の利用にかかる問題が発生すると監督責任者（とりわけ教育機関）の責任が問われることになるので、注意が必要である。

具体的に生徒・学生にどのように指導するかについては第 6 章（学生・生徒への著作権教育）をあわせて読んで欲しい。

〈山神清和〉

第4章

学校による 著作物利用と著作権

学校では、授業以外にも、学内行事やウェブサイトの運営、入試の作問等の様々な場面で著作物が利用されている。そうした利用行為の中には、著作権者の許諾なく行うことができるものとそうでないものが存在する。本章では、学校による著作物の利用に伴って生じる著作権法上の問題を利用の場面に応じて説明していくことにする。

〈横山久芳〉

第 5 章

研究・論文における 著作物利用と著作権

本章では、研究活動や論文執筆において生じる問題について解説する。他人の著作権を侵害しないようにするために守るべき「引用」のルールのほか、執筆した論文の著作権が誰に帰属し、公表に際してどのような注意が必要になるかといった点、さらには法的な問題に限らない研究倫理についても取り扱う。

〈谷川和幸〉

第 6 章

学生・生徒への 著作権教育

本章では、学生・生徒に「著作権教育」を行う際に、どのような点に留意すべきなのかということについて検討する。本章の「著作権教育」が指し示す対象は、主に初中等教育段階における著作権についての教育活動や普及啓蒙活動である。

特に義務教育では、先人の業績を参照し消化する過程で模倣を伴うことも多いため、過度に模倣の禁止を説くことも望ましくない。現代社会で著作権が果たす機能を分かりやすく説明することが、著作権についての「納得感」を得るうえで重要ではないかと思われる。

〈小島 立〉

事項索引

あ

アイコン …………… 092
アイデア …………… 014, 195
アニメキャラクター → キャラクター
ありふれた表現 …………… 002
アンケート …………… 031
依拠 …………… 089
違法アップロード/ダウンロード
…………… 072, 097, 098, 122, 180, 199, 210
イラスト …………… 024, 059, 063, 075, 104
Instagram …………… 111
インターネット上での送信 → 公衆送信
引用 …………… 158, 165
引用の目的 …………… 170
インラインリンク …………… 096
写り込み/写し込み …………… 112
運動会 …………… 135
運用指針 …… 028, 029, 043~045, 050, 055,
058, 061, 064, 065, 068, 071
絵 → 絵画
映画 …………… 017, 060, 070, 107, 117, 132
映像の上映 …………… 042, 049
SNS …………… 098, 101, 111, 124
LMS (Learning Managing System)
…………… 036, 055, 068, 069, 071, 074, 081
遠隔合同授業 …………… 040
演劇 …………… 103, 138
——の録画 …………… 035
演奏 …………… 092, 136
演奏会 …………… 115
公に …………… 091
公の伝達 …………… 042
オープンキャンパス …………… 142
オープンソース …………… 217

か

オムニバス形式の授業 …………… 053
音楽 …………… 018, 042, 070, 130~132, 135, 137
オンデマンド授業 …………… 040, 065, 185
オンライン授業 …………… 040, 042, 065, 068, 070
絵画 …………… 063, 067, 113, 131~133
海外著作物 …………… 133
改ざん …………… 195
改正著作権法第35条運用指針 → 運用
指針
外部委託 …………… 084, 141, 144, 152
改変 …………… 081, 100, 140, 141, 148, 151, 178
学習指導要領 …………… 200, 201
学説 …………… 013
楽譜 …………… 062, 086, 136
過去問 …………… 153, 155
——の残部配布 …………… 154
歌詞 …………… 136
歌唱 …………… 033
画像 …………… 075, 081
学会誌 …………… 064, 132, 189
学級活動 …………… 046
学校行事 (初等中等教育) …………… 046, 135
学校のウェブサイト (ホームページ)
…………… 138, 143, 144, 164
合唱 …………… 086, 136
鑑賞目的 …………… 173
脚本 …………… 103, 130, 140
——の作成 …………… 139
キャラクター …………… 060, 092, 113, 125, 140
教育の効果を高めるための利用 (演出的利
用) …………… 059
教科書 …………… 054, 061, 065, 130
教材 …………… 184

- 教材の共有 …… 051, 053
 教材の保有（生徒・学生による） …… 055
 教職員会議 …… 047
 共同著作物 …… 017, 186
 —の二次利用 …… 187
 許諾 → 利用許諾
 グラフ …… 006
 クラブ活動 …… 046, 087, 125
 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス
 （CCライセンス） …… 021, 217, 218
 クリエイティブ産業 …… 217
 クリップング …… 131
 クレジット …… 022
 掲示板 …… 098
 ゲスト講師 …… 043
 研究授業 …… 058
 研究不正行為 …… 193
 研究倫理 …… 013, 015, 193
 権利管理団体 …… 130
 校歌 …… 137
 公開講座 …… 047
 公衆 …… 038
 公衆送信 …… 036, 076, 092, 094
 口述 …… 094
 公正な慣行 …… 174
 校内放送 …… 037, 136
 公表 …… 031, 173, 181
 公民館 …… 029, 046
 娯楽目的 …… 059, 070
- さ**
- サークル活動 …… 047, 088, 103
 雑誌 …… 064, 069, 130
 SARTRAS（サートラス） …… 078
 サーバーへの保存 → LMS
 サブスクリプション …… 068, 071, 074
 参考書 …… 054, 062
 詩 …… 009, 063
 JRRC …… 131
 JAC …… 132
 JCOPY …… 133
 試験 → テスト
 事後学習 …… 054
 辞書 …… 147
 自炊代行 …… 106
 事前学習 …… 054
 実演 …… 091
 実力テスト …… 083
 CD → 音楽
 私的複製（私的使用のための複製）
 …… 057, 102, 105, 117, 128
 児童会活動／生徒会活動 …… 046
 支分権 …… 089, 091
 事務職員 …… 043, 084
 氏名表示権 …… 099, 218
 社会的包摂 …… 223
 社会連携 …… 047
 写真 …… 024, 063, 067, 113, 130～133, 175, 176
 JASRAC …… 115, 137
 授業 …… 045
 授業参観 …… 058
 授業の過程 …… 054～056
 授業の期間 …… 055
 授業の準備 …… 056
 授業目的公衆送信補償金制度
 …… 028, 076, 078
 授業目的公衆送信補償金等管理協会 →
 SARTRAS（サートラス）
 主従関係 …… 168
 出所明示義務 …… 079, 148, 177
 出典 …… 079, 147, 174, 177
 出版 …… 163, 165, 181, 213
 出版権 …… 192
 上映 …… 091
 上演 …… 091
 紹介 …… 170

小説	009, 018, 138, 175
肖像権	111
情報モラル	200~202, 209
省略	149, 180
職員会議	128
職務著作	184, 214
書籍	130
資料集	062
侵害コンテンツのダウンロード違法化	
	104, 108, 199, 200, 223
新入生歓迎会（新歓）	101, 104
新聞記事	017, 064, 069, 131
スクリーンショット	112
スタッフ・ディベロップメント（SD）	
	047
図表	063, 175
Zoom	094
正当な範囲内	175
生徒会活動	046
戦時加算	019
全部引用	175
全部利用	062, 071
創作者主義の原則	183
創作性	002
送信可能化	036, 093

た

ダウンロード違法化 → 侵害コンテンツ のダウンロード違法化	
短歌	063
ダンス	033
知財教育	202
知財創造教育	203, 204
地図	007, 012, 024, 063
チャリティーコンサート	114
聴講生	044
著作権	002, 212, 213, 215, 216
—の存続期間	016

著作権教育	198, 210, 212, 220, 222, 224
—の教材	206, 210
初等中等教育における—	200
著作権者の利益を不当に害する	061
著作権の譲渡	189, 190
著作者	183
著作者人格権	081, 089, 099, 213
著作物	002
—の保護期間	016
著作隣接権	026
Twitter	099
通信教育	045
定義	003, 196
定期テスト	084
デジタル教科書・教材	065, 068
テスト	082
オンライン—	146
データ	003, 195
データベース	064, 068
テレビ番組 → 番組	
転載	143, 181
転載禁止	182
展示	094
電子書籍	064, 071, 182
伝達	093
同一性保持権	081, 100, 179
同一の構内	036
動画	042, 072, 081, 093
楽曲付き—	119
動画改変	100
動画配信	092, 093, 100, 112, 138
同好会	128
盗撮	107, 111
同時双方向型の遠隔授業 → オンライン 授業	
同人誌	094
道徳	200, 209
盗用	195

特別活動	046, 087
図書館	029, 046
図書館での複写 (コピー)	104, 109
ドリル	062

な

二次創作	095, 208
二次的著作物	094, 139
入学試験 (入試)	083, 145, 147
入試問題の作問	148, 184
人数	058, 065
捏造	194

は

俳句	009, 063, 175
配信サービス → サブスクリプション	
ハイパーリンク	096
博物館	029, 046
発行	031
パトロナージ	220
パブリックドメイン	016
番組	049, 050, 074
判例	020
非営利上演	114
BGM	024, 070, 136
美術館	029
必要と認められる限度	057
表	004, 011
表現	014
ファカルティ・ディベロップメント (FD)	047
部活動 (初等中等教育)	046, 087, 125
部活動 (大学)	047, 087, 103, 125
復習 → 事後学習	
複製	035, 089, 103
プライオリティ	195, 196
フリー素材	021, 023, 059
プログラム	093, 131, 132

プロバイダ責任制限法	124
文化祭	138, 140
分離困難	112
編集著作物	011, 020
法教育	204, 223
包摂性	223
法律	020
保護者会	047
補償金	076, 078, 164
補助教材	062
ホームルーム活動	046, 088
ボランティア活動	047, 114
本 → 書籍	

翻案	139, 141
翻訳	020, 080, 146, 148, 180

ま

漫画	060, 175
未成年	032, 122
無断使用禁止	075
明瞭区別性	166
メールでの送信	038
模擬授業	142
模写	035
模倣	208
問題集	061

や

やむをえないと認められる改変	081, 140, 141, 149, 151, 179
YouTube	092, 100, 119
YouTuber (ユーチューバー)	218
要約	150
予習 → 事前学習	

ら・わ

LAN 内の送信	093
履修者	044

履修証明プログラム	048	朗読	094
リーチサイト	098	録音	033, 138
リツイート	097, 099	録画	035, 117, 138
リッピング	105	ロゴ	008
利用許諾	118, 129, 155, 187, 191	論文	009, 014, 031, 064, 170, 172, 178, 185, 186, 189, 193, 195
理論	013	論文指導	054
リンク	096, 098	ワークブック	062
レポート	031		
レンタルビデオ・DVD・BD	062		



教育現場と研究者のための著作権ガイド

Copyright Guide for Educators and Researchers

2021年3月25日 初版第1刷発行

編者 上野達弘

発行者 江草貞治

発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-17

電話 (03) 3264-1314 [編集]

(03) 3265-6811 [営業]

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・大日本法令印刷株式会社／製本・牧製本印刷株式会社

© 2021, T. Ueno. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-24344-6

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-5244-5068, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。